

論 説

**改革開放後の中国農村における
村落統合と権力構造の変化
—四川のフィールドノートから—**

蕭 紅 燕

村組織は中国農村において、非常に重要な役割を果たすものである。つまりそれは、農村部における国家の末端組織--郷政府の代理機構であり、同時に農民の自治により、農民たちにさまざまなサービスを提供する協同組織でもある。

解放前、保・甲制度は国家と農民を結びつける紐帶として機能し、政府にかわって、各種の税金や割り当てを農民から徴収することがその主な仕事内容であり、自主的な役割はほとんどもたなかった。解放後、たび重なる政治運動によって、村組織は強化されるようになった。それは農村部における政府の重要な末端組織であり、集団財産の所有者、経営管理組織でもあった。農民の日常生活のすべてがその組織のなかに組み込まれていたのである。

しかし、1980年代初頭にはじまった経済改革によって、家庭的生産請負制が中国農村に導入され、それまでの村組織の実質的な役割が大きな変化をとげるようになった。村組織の経済的機能が失われ、かつて人民公社期のような村幹部の絶大な権限が著しく弱まつたのである。

そこで、改革開放政策が実施されてから、農村における権力構造がどのような変貌をみせ、また村レベルをこえた村落統合がいかになされているのだろうか。村落社会に生きる農民たちにとって、みずから織り成してきた人間関係の

ネットワーカにどのように新たな展開がみられるのか。本稿では、主として改革開放以後、ことに1980年代から90年代に限定して、具体例をとりあげつつ論を進めてゆきたいと思う。

1. 村幹部の人事抗争

1) 村組織の構造

一般的に、表Ⅰのように村レベルの組織には村党支部・村民委員会・村団支部・村婦女連合会・村民兵組織・老年協会といういくつかの組織がある。調査地F村¹⁾には、豊都県の他村落と同様に、村党支部・村民委員会があり、村事務室の建物の玄関両側にこの二つの看板がかかげられている。党支部書記・副書記・村長・副村長・文書（会計係）・婦女主任・青年団長がそれぞれ各1名設けられている。7つの集落には生産隊隊長が1名ずつおり、7隊を除き、各集落に党小組長が1名、その下に数名の党员をかかえている。共産主義青年団は1980年代以来、すでに有名無実となった。婦人組織も民兵もほとんど名ばかりで、活動はしていない。ほかに、老年協会²⁾もいちおう組織としてあるものの、實際には存在感が薄く、社会生活の面で何ら機能しておらず、こういう組織があ

表Ⅰ F村の現役村幹部（1998年2月現在）

| | 名前 | 性別 | 年齢 | 最終学歴 | 職務 | 所属 | 役割分担 | 親族関係 |
|-------|--------|----|----|------|-------|----|---------------|-------------|
| 党 支 部 | 1) 孫継松 | 男 | 35 | 高卒 | 支部書記 | 4隊 | 生業全般 | 1)は2)の甥 |
| | 2) 孫龍貴 | 男 | 50 | 小卒 | 支部委員 | 4隊 | ? | 2)は1)の叔父 |
| | 3) 冈広良 | 男 | 53 | 小卒 | 支部委員 | 5隊 | ? | 3)の娘婿は2)の |
| | 4) 冈広書 | 男 | 47 | 小卒 | 支部書記 | 3隊 | ? | |
| 村民委員会 | 4) 秦小龍 | 男 | 38 | 高卒 | 村長 | 6隊 | 行政関係 | 4)の母は2)のイトコ |
| | 5) 冈広富 | 男 | 57 | 小卒 | 副村長 | 1隊 | 行政補助 計画出産 | |
| | 6) 冈正玉 | 女 | 35 | 高校中退 | 会計係 | 4隊 | 会計・統計 | |
| 一般団体 | 1) ? | 男 | ? | ? | 民兵連長 | ? | 民兵 | |
| | 2) 梁興英 | 女 | 50 | 文盲 | 婦女主任 | 4隊 | 計画出産 | |
| | 3) 陳定川 | 男 | 27 | 中卒 | 団支部書記 | 3隊 | 若者関係 | |
| | 4) ? | 男 | ? | ? | 老年協会 | ? | 老親扶養 年寄り関係 | |

ることすら知らない村人が少なくない。

村幹部の分業については、支部書記は生業関係、村長は行政関係の仕事を担当することになっている。文書は会計係で、各種の帳簿管理をまかされる。副村長は主として計画出産に割り当てられ、ほかに婦女主任も計画出産の仕事にあたるが、ほとんど何ら実権を持たない。実質的には、書記と文書がもっとも重要な役目を果たしており、この2人が口裏をあわせれば、何をしようと、他人は知るすべもないとも言われている。

村の各種の帳簿や資料が文書の家に保存される。主として、1)常住人口登記表、2)戸口遷移表、3)土地面積表、4)帳目表、5)大隊財産帳簿、農業・公糧・経済・食糧帳簿、6)集団生産時代の分紅(配分)帳簿、7)災荒年間以降の資料などである。

さらに、村には「裸足の医者³⁾」が1名、獣医が3名、村人または家畜の病気治療にあたる。専門的な訓練を受けた助産婦が1名、それから長年の経験を頼りに「接生婆」(取上げ婆)が数名いて、各集落に散在している。7隊を除いて、どの集落にも商店があり、穀物の加工場が4軒ほどあるが、いずれも個人の請負になっている。ほかには、電気工が数名である。

2) 村幹部の人選をめぐる権力争い

やはり複姓村だけあって、村の幹部、各集落の生産隊隊長の人選が長年にわたって特定の宗族に集中することはあまり見られない。それでも、「2隊雷家天下、3隊隆家3代支書」という言い方に反映されるように、比較的長く幹部の座についた人々もいた。2隊の雷其貴(1929年生まれ)は解放後、長い間生産隊の幹部であり、また、3隊の隆明新(1965-1975の間)、をはじめとする3人の隆姓がF村の党支部書記をつとめていた。中でも、隆明新は支部書記を10年勤めあげたのち、人民公社の幹部に昇任され、戸籍も都市戸籍となった。かれは長年にわたって幹部であったので、村の中である程度の人望があり、定年後村に戻ってからも、村人からは、相変わらず「隆支書」(支部書記)とよばれ

ていた。

1992年頃には、支部書記が孫龍貴、村長が冉広良、文書が秦小龍であったが、新たに副書記として、孫繼松（別名は文隆）が鎮政府から任命され、企業管理にあたった。それまで副書記などというポストがなかった。これらの主要な幹部たちの間はたいがい血縁関係、または姻戚関係などで結ばれていることが多い。たとえば、秦小龍の母孫龍英は、孫龍貴の「叔伯子妹」（イトコ）であり、孫龍貴は小龍の「叔伯舅」にあたる。そのため、小龍はふだんほとんど孫龍貴の言いなりになっている。ほかには、冉広良の長女川紅の夫は、孫龍貴の「内侄兒」（甥）で、孫龍貴を「舅々」（おじ）とよぶ。数年前、冉にこの縁談を持ち込んだのは孫龍貴であって、長江南岸に住んでいた甥を妻方居住婚として、北岸の比較的豊かなF村へ移住させた。つまり、子ども世代に姻戚関係を結ばせることで、支部書記孫龍貴と村長冉広良の両家は「親家」となったのである。

しかし、翌年の夏に再訪したころ、幹部の人事が大幅に入れ替わった。支部書記は孫龍貴（4隊在住・50歳代）から文隆（4隊在住・30歳代）へ、村長は冉広良（5隊・50歳代）から秦小龍（4隊・30歳代）へ、文書は秦小龍から冉正玉（4隊・30歳代）へ、副村長は文隆から冉広富（1隊・50歳代）へ、婦女主任は杜玉蘭（2隊・40歳代）から梁秀英（4隊・40歳代・文盲）へ、さらに2隊隊長も冉広明（50歳代）から雷其貴の長男雷照明（30歳代）へと交替された。

党支部書記の任期は3年とし、3期連任できる。村長から下りた冉広良の話によると、今回の人事は名山鎮の指名によるもので、孫龍貴に支部書記の座から下りてもらうことになったという。その際、孫龍貴の汚職や不正行為が2点取り上げられた。1つには、大橋の造成など、三峡ダムの関連工事によるF村へ政府が与えた土地賠償金が行方不明になったこと。もう1つには、三峡ダムによって、支給される移民安置費（1人あたり4000元）獲得のため、孫は娘婿を「招呼上門」（妻方居住婚）として迎えたばかりでなく、婿の両親である「親家」2人の戸籍までF村に移し、住ませたこと。ほかにも悪事を少なから

ず働いてきたが、以上の2点が明らかに政策違反・職權の乱用であって、村人の大きな不満を買っている。

もと村長であった冉広良と、もと支部書記孫龍貴との間柄は、相互利用という利害関係にあるものの、冉はつねに孫龍貴に対して不満を持っていた。冉は1980年代前半以来、ずっと支部書記であったが、数年前、村長だった孫龍貴にむりやり支部書記から下ろされ、村長の職を押しつけられた。そのかわり、孫龍貴はみずから支部書記の座についた。村の党支部書記というポストは、村長より権限が大きいから。そして、「做了爛事」（悪事を働いた）孫龍貴は、何かにつけ、冉にその責任をなすりつける。孫龍貴らに比べて、「為人老実些」（やや正直な）冉はついに我慢できなくなり、みずから村長をやめることを申し出た。もっとも、冉はやめたあと、相変わらず大橋の工事現場での当直にあたっていた。橋の竣工後も、道路の養護係として月300元の手当を支給されるので、経済的には別段これといった損失を蒙っていない。要するに、孫龍貴や文隆たちの汚職・公務不履行・帳簿のごまかしなどの行為に対して、冉は不満を感じているにもかかわらず、あえてかれらの機嫌を損ねるまで、相互の関係を悪化させるつもりもないようである。

冉広良がみずから村長から身をひいたのは、「水平不够」（素質の問題）でもなく、年かさというわけでもない。意見の食い違いが広がるばかりで、もはや孫龍貴や文隆たちとこのまま協力できなくなった。かれらの行動があまりにも度が過ぎて、ついていけなくなったからとわたしは冉から聞いた。そのことは以下の2つの事例からも明らかであろう。

1つは1995年夏の放水請求。この夏は、豊都県は旱魃に見舞われた。F村でも、傾斜地の多い1隊と2隊などがとりわけ大きな被害を受けた。しかし、党支部書記である孫龍貴は村人の死活問題に目も向げず、隊長たちや村人が近くの高灘ダムに放水を依頼しても、まったく応じようとしなかった。一方、高灘ダムの管理係にしては、村の党支部書記の承認がなければ、放水はいっさい認め

られない。こうして、ダムから放水が可能であったのに、幹部の責任不在によつて結局、旱魃の被害をもろに受け、かなり減収してしまった。ところが、秋になると、孫龍貴らが今度はしきりに「催糧」（農業税などの徴収を催促）にやつてくるのである。「皇糧国税」といわれる農業税その他の税金を、例年どおりに納めなければ、何らかの処罰を与えるぞと人々を脅かした。孫龍貴や文隆らのこうしたよこしまな行為に対して、一般の村民はもちろん、幹部たちも相当憤慨してはいるものの、なすすべもなかった。

もう1つはいわゆる「小康村」というモデル村宣伝キャンペーン。旱魃の被害をこうむった1995年、名山鎮では、農家1人あたりの年間所得が1000元を超えた、いわゆる「小康村」とよばれるモデル村の宣伝キャンペーンが展開された。F村もその1つに数えられた。F村は豚の出荷数において、名山鎮でもっとも大きく、豊都県内で2番目にあげられる。しかし、実際には、モデル村の宣伝キャンペーンをすることで、涪陵地区からもっと多額の融資を受けられるというのが狙いであったらしい。

ビール工場などでのアルバイトによる現金収入があるため、そのころのF村の平均所得がたしかに1000元に達していたのかもしれない。だが、家庭内の副業的な養豚は市場の相場に影響されがちならうえ、えさの確保などは非常にコストのかかるものである。大規模な養豚でない限り、家庭での養豚による収入はきわめて不安定なものである。各集落のなかでは、貧富の差が広がりつつある。さらに、村の共同資金として、わずか数千元しかないという状況である。集落ごとの財政状況をみると、一部の幹部の汚職・横領によって、無一文か、あるいは借金状態がほとんどである。こんな状況では、果たして「小康村」と言えるものかどうかが疑問である。

一方では、村幹部の人事異動で文隆がおじである孫龍貴に取って変わった。しかし、汚職や横領においては、おじに勝るとも劣らぬとも言われている。2人は「叔侄関係」にあるにもかかわらず、常に利害関係をめぐっていさかいが起き、互いに不満を持っているようである。30歳代後半の文隆が村のトップの

座についていたのは、幹部の若年化をはかるためという単純なことでは決してない。村幹部のポストをめぐる権力争いの具体化の1つであろう。

3) 一般村民より先に豊かになった村幹部

職権を利用して、一部の幹部は一般的な村人より、確かにひと足早く「豊か」になっていく。たとえば、文隆はトラックを4台所有しており、また、2つの「砂磚厂」（れんが工場）を請け負っている。おじに比べて、文隆は汚職のほか、女たらしで「生活作風」も芳ばしくなく、問題がいっそう複雑である。かれは最初の妻との間に子どもがいるにもかかわらず別れた。のちに再婚の相手とも離婚した。3度目に結婚した相手に子どもも生ませているが、噂によると、ほかの女性とも交際しているらしい。

文隆は镇政府の一部の幹部に賄賂を使い、その歓心を得るために付け届を怠らないらしい。それが効を奏したのか、いま村幹部の人選はほとんど文隆の人脈ばかりで、しかも、4隊在住者に偏っている。ほかに、2隊のもと隊長であった冉広明が今回下りたのは、支部書記孫龍貴らの汚職や職権の乱用に不満をぶつけたことも一因だといわれている。2隊の新しい隊長に雷照明が任命されたが、かれは町でのアルバイトに明け暮れていて、集落のことにさほど関心を示さない。村の主要な幹部たちにとって、形式だけの「立個桩々」（かかし）に過ぎず、彼らの行動に対して、いちいち異議を唱えないような者が隊長になったほうがむしろ好都合ともいえよう。

もと2隊隊長冉広明がなぜ免職されたのか。わたしが本人にたずねると、かれは孫龍貴らの汚職行為に反発して、豊都県組織部あてに摘發の手紙をよこしたからという。その手紙を投函する前に、村長冉広良にも内容をみせ、意見を求めた。ところが、冉広良は「不置可否」（ノーコメント）として、態度の決定を済った。へたに賛成すると、自分が村長から下りたことに不服だとみられるかもしれない。とはいって、冉広良は冉広明を「正直」な人だと評価している。しかし、本当にそうだろうか。

2隊の村人の話では、隊長をやめさせられた本当の理由はほかにあるようである。県城の近郊であるF村の周辺には、遠くの村落に比べて、現金収入の期待できるアルバイトがたくさんある。そのため、村の娘たちがF村より生活レベルの低い農村へは嫁ぎたがらない。適齢期の若い娘たちだけではなく、すでにそへ嫁いだ村の女性たちのなかに、何かの理由をつけて、嫁ぎ先より少し楽な暮らしができる出身村へ戻ってきた者もいる。2隊出身の熊世碧もその1人であった。彼女は嫁いで10数年たっているが、一家そろってF村に戻ろうとした。そこで、まず集落の幹部に許可をもらおうとして、彼女は2千元を持参して冉広明に頼んだが、断られた。それでもあきらめない熊は今度2隊の幹部を飛びこして、じかに村の幹部に依頼した。結局1万元払って戸籍を移してもらうことに成功した。村の幹部が承認した以上、2隊隊長とて、冉広明は最終的に手続き上、署名捺印せざるをえなかったのである。

この事例をみている限り、もと隊長冉広明はいかにも不正な行為と戦う良き幹部らしい行動をしているようにみえる。ところが、ことはそんなに単純ではない。

のちに冉広明が「交帳」（帳簿を渡す時）になると、その帳簿によると、生産隊の資金がまったく残っていないばかりでなく、かえってかれに4千余元「倒欠」（借金）していることがわかった。2隊では、酒工場・「上磚」（れんがの積込）・「上沙」（砂の積込）・「搬運上車」（荷物の積込）・「碼頭」（船着場）での荷揚げなどのアルバイトがある。したがって、2隊にとって、「挖沙」と「水堀」の2項目だけで、4万元あまりの収入が入っているはずなのに、その大金もついに行方不明のままである。集落内での冉広明の評判もあまり良くない。かれは村の幹部たちの汚職行為を摘発する手紙を投函したが、實際には帳尻をごまかす面において、おそらく村の幹部孫龍貴や文隆らと似たりよったりであろう。熊世碧の戸籍移転を拒否したのは、あるいはその2千元の謝金が少ないと思って、受け取ろうとしなかつただけかもしれない。いずれにしても、冉広明の隊長をやめさせたことで、孫龍貴や文隆らにとって、「排除異己」（反

対者を排除する）ことができたことは間違いない。かれらの間をめぐる権力争いは、いわば「狗咬狗」（犬のけんか、似たもの同士の醜い仲間げんか）の性格が強いように見うけられる。

4) 改革開放以後の村幹部の役割

このように、村・集落レベルの幹部の選出は選挙ではなく、鎮の会議の席上で任命されたのち、村の党員たちに人事異動を知らせるという形で決まるようである。かりに選挙といつても、形式的なものに過ぎない。改革・開放後の多くの農村と同様に、党員たちが会議参加のために、集団生産の時分のように労働点数やその他の手当を期待できるわけでもない。したがって、自主的に会議に参加しようとする党員が少ない。また、村幹部が会議を招集しても、みずから好んで出席する村人が非常に限られている。かれらは自分の村や集落の幹部更迭にまったく無関心というわけではないとはいえ、幹部のポストに誰がつこうと、そう変わりはないと断念しているようにも感じられる。

1980年代からはじまった家庭単位の生産請負制が実施されて以来、人民公社の時期に比べて、村落統合の面でも大きな変化が起きた。それまでの生産大隊が村、集落としての生産隊が組へと呼称が変更し、かつての大隊長が村長、隊長が組長へと呼称が変わった。しかし、長年の習慣により、人々は組長などといった呼称になじめず、依然として隊長とよぶ。各家庭に生産の機能が回復されたので、「公糧⁴⁾」やその他の税金を納めれば、何を作ればよいのかは本人の自由意志で決まることであり、誰も口を挟むことができなくなった。村民委員会や村長・村党支部書記および各集落の隊長は、各家の生産活動にはほとんど口を出すことなく、上からの通達配布・「公糧」の徴収・ビール工場やダンボール工場・「河埻」（船着場）での荷揚げ作業などのアルバイトにかかる村民の人員移動、人口の移動、計画出産⁵⁾、出生・死亡・婚入・婚出による田畠の再分配及び酒かすの購入順位の決定などが主な仕事となっている。このほか、村人が分家をだす際にうまくいかないような場合、仲裁に立ったり、村落内でいさかいが起きた場合の調停役をつとめたりもする。副村長と婦女主任の2人は

主に計画出産の監督役にあたり、枠外の超過出産に厳しく目を光らせる。

隣近所でのいさかいが発生した時、あるいは家族成員の口喧嘩（嫁姑・嫁と夫の父・嫁同士・兄弟同士・親子など）がエスカレートした場合、頼まれればこれらの幹部たちが間に立つこともある。しかし、各集落と村レベルの幹部たちに人望がないせいか、あるいは捨身になって本気でけんかを止めるという誠意が足りないせいか、実際にはほとんど何の役にも立たない。依頼されなければ、「多一事不如少一事」よけいな世話をしようとせず、喧嘩などの調停に身を挺してとめたりはしない。

このように、生産責任制の導入により、生産面の自主権が拡大された反面、村の幹部による村落の統合力は弱まる一方であり、人民公社期のような絶対的な権力ではなくなった。村民たちにとって、確実に頼れるのは幹部ではなく、自分の宗族であり、姻戚であり、あるいは擬制的親族関係にある人々や隣近所、および「社会朋友」とよばれる友人・知人たちにはかならない。

今日の村では一番大きな問題は何かと聞くと、「幹群矛盾」（幹部と一般村民との葛藤）であるという人が多い。村民たちの間に、多くの幹部への根強い不信感がつのりつつある⁶⁾。

村の幹部の座をめぐる派閥抗争は、従来の政治イデオロギー闘争から、経済競争になってきていることは確かである。1980年代はじめから、生産責任制が導入されるにつれて、農村の余剰労働力の存在が浮き彫りとなり、多くの農民が土地を離れ、より多くの現金収入を求めて町へ出稼ぎにいくようになった。さらに、1990年代に入ると、こうした農村人口の都市への流入がいくらか緩和されたため、「有門路的」（つてのある）一部の農民が町に移り住むようになる。F村から県城へ定住した農民たちの多くは、町で就職したり、または自ら露天商などの商売をしたりして生計をたてている。都市戸籍を入手するには、多額の金を払う必要も時にはある。農民たちはそれを「買戸口」と表現し、自分と子どもたちに将来の「活路」を町に見いだそうとしている。なかでは、人民公

社期に長い間、村落の幹部を勤めていた人たちが職権を利用して、自分の子どもたちをいち早く離村させ、町で暮せるようにした。

一方では、幹部のポストにいれば、工場建設・三峡ダムの工事で徵収される土地に対する賠償金の配分・幹部の手当など目に見えない部分でのメリットも多い。現在では、党支部書記をはじめ、村幹部のなかに程度の差こそあれ、汚職に手を染めていない者が少ない。そのような幹部や村での有力者と姻戚関係・擬制的親族関係を結ぶことで、少しでもその「甘い汁」を吸わせてもらおうというちゃっかり者がいることもまた事実である。

2. 村幹部の事件対処例

つぎは調査村で紛糾やいさかいが起きた場合の解決法を通して、村幹部の果たす役割と村落統合の実態をつかみたい。具体的には、1)3隊の道路補修、2)電気代のごまかし、3)穀物干し場の稻盗み事件、4))加工坊の取壊し事件という4事例を取り上げることにしよう。

事例1)3隊の道路補修

調査村では、長江沿岸道路沿いに4隊と6隊があり、さらに、県道が1隊・2隊・5隊のなかを通り抜けている。3隊と7隊だけは、もっとも近い道路へ行くのに、徒歩では約10分かかる。近年になると、トラックを購入し、運輸業に従事して生計をたてるようになった村人が増えつつあるので、自宅まで車が入らないと大変不便を感じる。とくに3隊と7隊の道が悪く、雨が降ると、たちまち泥だらけになり、誰もがこの道路を補修したいと願っていた。

そこで、定年退職で村に戻ってきた隆支書の提案で、90年代のはじめに3隊の各家が資金を出しあって、道路補修にあてた。しかし、雨が降るとたちまちまたもとの泥んこ道と化してしまい、たいした効果が現れなかった。93年ころには、隆支書をはじめとして、下院子⁷⁾に住んでいる者がもう一度道路整備の

ための募金を提案した。しかし、前回の失敗もあり、金を出しあっても、果たして期待どおりに道路の補修ができるだろうかと、不信感を抱く者も少なくなかった。上院子やその周辺に居住している者の賛同をついに得られず、募金には応じてもらえなかった。それでも、下院子やその近くに住んでいる家々が隆支書の呼びかけに応えて、なんとか道路の整備が進められた。40数世帯の小さい集落の半分くらいの家々が道路補修に協力するようになったものの、あの半分は賛成せず、ただ事態の進展を傍観していた。その結果、募金が少なかったので、補修後、車がせいぜい集落の途中、だいたい下院子の近くまでしか入ることができない。集落内の道路全体があまり改善されることではなく、集落の一一番奥のほうの上院子へ通じる道は、ついに整備されなかった。

集落内の道路が補修されれば、本来なら、そこで暮らす者にとって、都合のよい話のはずである。しかし、集落の幹部、またはかつての古参幹部に人望と信頼感があまりないため、とくに仲の良い隣近所のほか、ほとんど動員力が失われてきている。この事例のように、みなのためになるような道普請の一つを取り上げても、集落各家の協力もままならないのである。

事例2) 電気代支払い拒否事件

調査地の村落では、近年、現金収入がある程度増加したため、テレビ・ラジカセ・電気ヒーター・電気ストーブ・電気炊飯器・扇風機などの家電の使用が珍しくなくなり、なかでも昔から比較的裕福な、3隊では、大半の家はテレビのほか、電気炊飯器・扇風機を購入している。扇風機は農作業との関連があり、風車のかわりに利用もできる。村の主な売店や長江沿岸道路の近くで食堂を経営する農家に限って、商売上の必要から冷蔵庫も購入している。ほかに、洗濯機を購入した家もあるが、水源不足のため、ほとんど使用されていない。

改革・開放以降、県城近郊で企業や工場が次第に増えてきており、とりわけ長江沿岸の村落は三峡ダム建設のために、かなりの土地が徵用されている。1人あたりの平均的田畠面積が年々少くなり、燃料としての薪の確保も難しく

なりつつある村人にとって、ガスがないので、電気炊飯器が重宝されている。

しかし、一方では、電気を使う機会が増えると、電気代も当然ふえてしまう。そこで、自宅に取り付けてあるメーターをこっそり動かして、毎月の電気代をするけたり、ごまかしたりするようなもめごとが、たえず起きている。調査村の各集落で、月々の電気料金の集金は担当者にとって、頭痛の種のようである。わたしが現地滞在の間にも、料金をめぐる村人のいさかいが幾度となくあった。なかでも、3隊の場合はひときわ目立ったものであった。

1994年2月、3隊の電気料金が1ワットにつき3元を超えてしまい、ほかの集落に比べて10倍も高かった。これに対して、上院子の各家が憤慨して支払い拒否を決行した。そして、3月になると、そのとんでもない電気料金がさらに4元以上にふくれ上がった。一般的にこの地域の農家は非常な儉約家で、たいがい電気使用量が月々10ワット以下。なかでも、わたしの下宿先の6人家族の隆家では、夏場の使用量はわずか4ワット強だった。現地滞在の間、わたしの使った分も含めても、月にたったの7ワットしかなかった。これに対して、同じ上院子に住んでいる。当時の3隊隊長であった孫光雲の家では50余ワットで、集落では断然トップである。

そこで、電気代の集金は、はじめのうち、下院子在住の大工陳永發が集金に回っていたが、納めてもらえないで、同じ下院子の大工陳帝雲にかわった。陳帝雲が各家をまわって、口を酸っぱくして説得しようとしたが、肝心な問題を解決しないと、誰も出さない。結局、かれはその月の集金できなかつた分100余元を自腹を切って立て替えるしかなかつた。電気代が以前の10数倍になり、とても払えなくなり、ランプに切り替えた年寄り世帯もあった。

電気代の不自然な急増は、3隊隊長に孫光雲が就任してからはじまった。孫は前科のあるごろつきで、よく盗みを働くので、孫狗というあだ名がついた。かれは数年間刑務所に監禁されたことがある。出獄してからもあいかわらず農

作業をせず、毎日ぶらぶらして過ごし、ご飯を炊くのももっぱら電気炊飯器を使っている。夜通しま-ジャンに興じたりして、盗みの癖も一向に直らない。また、名山鎮の幹部に賄賂を使って3隊の隊長になった。そのおこないがあまりにもひど過ぎて、日ごろからとりわけ3隊の人々の贋聲を買っていた。のちに1年後に鎮政府から隊長をやめさせられた。

しかし、かれは隊長をしている間、生産隊の金を横領し、財政を無一文にしてしまっただけでなく、何か口実をつけて、自分が生産隊に1000元ほど立替えたから、かえって生産隊がかれに借金しているということになった。ところが、村の幹部たちが、かれの行動をとくに干渉することもなく、手に負えないような状態というよりも、ぐるになって、悪事を働く村幹部もいる。

このように「壞人当道」、(悪党が横行する)3隊では、隊長孫狗の言うことは、誰も耳を貸そうとせず、電気代も上がる一方であった。電気料金を滞納すると、集落ごとに停電させられることもしばしばある。93年の年の瀬になって、あと数日して旧正月を迎えるという大事な時期に、またもや昼夜連日のように、停電が続き、村人たちの不満が頂点に達した。

そこには3隊の問題が山積みしていた。本来なら、生産隊長が責任をもって、集落の人々を集め相談しあったうえで、解決をはからねばならないところだが、内部の人間だけでどうにもならなかった。村の幹部も面倒なことに手を出そうとせず、結局、村の電気工兼医者、5隊の譚光喜が表に出て、3隊の村人たちと相談して解決策を決めた。それまで各家の「分表」であるメーターのほか、数世帯ずつの「総表」(共同電気メーター)を新たに設置し、値を分表と照らしあわせる。さらに、ごかましを防ぐため、総表と分表を一括してどこか目立つ簡単に手の届かぬところ、電柱に取り付けておく。こうして、上院子の10世帯は1つのメーターを共有し、ほかに下院子に1つ、その他も地縁でメーターを共同で使用することになった。電気料金のごかましがやっとこれできかなくなり、電気代も以前のレベルにもどり、ようやく一件落着した。

3隊の電気メーターの問題がひとまず解決してから、電気代の集金係を、下院子の朱守臣が買って出た。ところが、上院子在住の隆明鋼・隆明乾兄弟はまだ納得できず、「硬是不承認拿」電気代支払いを拒否し続けた。そこで、この両家の電気代は朱が立て替えることで、その月の集金が無事に済んだ。

そして、95年の春先（1—2月）にわたしが村をたずねた際には、隊長がすでに冉広書に変わっていた。孫狗が幹部の座から下りてから、全体的にみて、集落がだいぶ平穏になっていたようである。電気料金も1ワット0.45元に収まり、滞納の罰としての停電はほとんど起きなくなった。電気代の集金はそれ以降各家の持ち回りとなった。にもかかわらず、集落の誰もが面倒なことに責任を持ちたがらない。したがって、電気代支払いを渋る者はいれば、とことんまで追及できず、あやふやに終わってしまうことになりがちという弊害が生じる。その後も使用量のもっとも多い孫狗がよく支払いを渋ったそうだが、たいがい誰かが説得するか、あるいは料金を立て替えるかで解決するらしい。毎月の検針日になると、上院子では、各家から1人ずつ出して、梁にずらりと10個以上も並んで取り付けてある電気メーターを、梯子を立てて全員立会いのもとチェックしあい、ごまかしができないように工夫している。そして、毎月の電気使用量は、家ごとに毛筆で紙に記入され、3隊の売店冉家商店の店先に張り出される。もしも滞納が長引くと、集落全員への罰として、また停電することになりかねない。

電気代のごまかしや滞納をめぐるごたごたは、何も3隊に限ったことではない。ほかには、たとえば、5隊（95年8月は、1ワット1.30元だった）でも問題になっている。電気料金の勘定は集落ごとに集められ、各集落において、1ワットの使用料がそれぞれ違う。したがって、電気代使用量のごまかしがあると、集落全体の基本料金が高くなり、まじめに支払っている家がとんだとばっちりをくうことになる。

この事例から明らかなように、改革・開放後のこの地域において、集落内に

よく起こるこのようないさかいの解決には、幹部たち、あるいは村の長老がほとんど何ら役にたっていないことがわかる。事態が紛糾してまとまらなくなつた時には、集落の人々が自発的に集まり、相談して解決策を考えるしかないようである。

事例3) 穀物干し場の粉米盗み事件

つぎは集落のなかに盗みが起きたときに、どのように解決するか、泥棒に対してどんな私的制裁、または懲罰を加えるかを見てみたい。

1994年夏、稻の刈入れの真っ最中に、3隊李森家の粉米「2挑」約200余斤が盗まれた。李森は当時12歳の少年で、病身の父李培明と高齢の祖母との3人暮らし。母親は李森が生まれて1か月後に心臓病で亡くなつた。母親のいない李森は同じ年ごろの子どもたちに比べて、早くから生活の負担がかかり、田植え・稻刈りなどの農作業はもちろん、食事の支度までしなければならなかつた。労働力のないこの3人家族は集落でもっとも貧しい世帯であった。

この日、李森親子は隣村大橋村との境目のたんぼで刈入れし、刈ったばかりの稻を近くの石の上に広げて乾していた。日が暮れかかったので、疲れきった親子は夕食をとりにいったん家へ帰つた。だが、戻ってきたときには、乾していたはずの粉米がすっかり消えてしまつた。石のすぐそばに大橋村馮汝明の家があり、李森親子が帰宅する前にかれがすぐ近くでうろうろしていた。馮汝明は日ごろ盗みを働き、自分の集落の家ばかりでなく、近くのF村3隊の鶏や苗さえも盗み取るので、近所から警戒されていた。この日は暑さと疲れにかまけて、李家親子はついつい気が緩んだだろう。束の間の出来事だった。その馮汝明に聞いても、しらんぷりだった。

翌朝、県城在住の李森の3人のおじたちが村へかけつけてきて、馮家に問い合わせた。はじめは、馮汝明の母がしらを切つて、わが家も近くで粉米を乾してあるから、おまえらに盗まれたじゃないかと、かえつて食つてかかつた。最

後には、その父親がようやく息子の盗みを認め、盗んだ分の4分の1をしぶしぶ返したこと、一件落着した。盗んだことを認めた以上、なぜ全部返してもらわないのかと聞くと、李培明は、そんなにとことんなかったら、いつかまた報復されるかもしれないからと、苦笑した。集落のほかの人も同じような考えのようである。

そんな李家の盜難について、集落の人々が様々な反応を示した。かわいそそうだと嘆き、腹をたてる者。まあ、しかたがないと思う者。また、自分のことではないし、冷淡な態度を示す者、などさまざまである。いずれにしても、泥棒の常習犯馮汝明の家族と面と向かって李家のために問題解決に乗り出そうとする者がまずいない。このように盜難などにみまわれた時、確實に頼りとなるのは、やはり親族しかない。集落や村の幹部に訴えても、実質的には何ら役立たない。李家の場合、もし県城に住む李森のおじたちが駆けつけなければ、泥棒馮汝明の父は最後まで盗みを認めようとしなかったどころか、逆に「悪人先告状」し犯人が先手を打って、自分こそ被害者だと訴え出ることで、李家がかえつて泥棒の母にかみつかれることにもなりかねない。

改革開放以後のF村では、程度の差こそあれ、盗みが日常茶飯事のように頻繁に起き、十中八九の家々が泥棒の被害を受けたことがある。たとえば、3隊冉広益がたんぼを利用して、鯉の養殖をしていたら、ひと晩にこっそりと何者かにたんぼの水を放水され、養殖されていた鯉が全部盗まれた。ほかにも、子豚や野菜もよく被害にみまわれる。冬場になると、犬の皮は値がはるので、集落の犬たちも狙われやすい。泥棒のほうは証拠さえ捕まえられなければいいと思われている。

実際には、よく盗みをするような者については、集落の人々はおおよそ見当がつくし、わが家が盜難にあった時、加害者をこのうえなく憎み、大きな声を張り上げてわめき罵る。しかし、自分に関係ないと、真剣に追及しようとする者がいない。幹部たちも「説公道話」（正義を主張）しないどころか、かえつて泥棒の肩をもつ者さえいる。いまは悪事をした者に対して、かつての村落社

会にみられたような私的制裁や制約も見あたらない。

この地域の農村では、解放前、泥棒に対する村落の処置法は主に2つある。1つは「充軍」。当時は「抓壯丁」が頻繁にあり、若者がむりやり兵隊として服役させられるので、盜人が捕まると、懲罰として兵隊へ送りこむ。もう1つは「示衆」。見せしめに通り道の木にその泥棒を縛りつけておく。この2つの懲罰は盜みを働いた者を厳しく罰してみせるうえで、かなり有効的だったという。

F村では、数年前、3隊の孫狗らの盗みはあまりにも度が過ぎたため、すっかり立腹した村人たちによる私的制裁がおこなわれたことがある。3隊の隣りの集落7隊在住の高淑順の兄が数人の村民と夜中、泥棒たちを待ち伏せした。そこで、孫狗をはじめとする悪党どもを捕まえて、殴り飛ばしてこらしめてやった。しかし、なぐられた孫狗は今度鎮行き、訴訟を起こそうとした。そこで、悪党をこらしめた人たちが慌てて対策を練り、3隊と7隊および付近に盗みの被害にあった家々に署名捺印を求め、無実であることを証明してもらった。実際、孫狗たちをこらしめたことを、みんな噂でうすうす知っていて、日ごろの鬱憤をよくも晴らしてくれたと、膝をうってこの快挙を心から喜ぶ人々も少なくなかったようである。高淑順の兄が県城に仕事をもっているし、のちに知人に依頼して、この事件はみんなの協力で無事に解決した。

本来なら、村落社会における盗みなどの悪事を働いた者に対して、村民たちによって、このような私的制裁を加えることはごく一般的なやり方であって、「衆怒難犯」（衆人の怒りは侮れぬ）という諺のように、被害者たちがさかねじをくわされることはあまり考えられない。孫狗が金にものをいわせ、訴えようとしたが、ついに失敗に終わった。

3隊では、ほかにも孫狗に絡んだ包丁による傷害事件が数年前、わたしが滞在した期間中に発生した。その際、問題解決に村幹部、または長者たちがほとんどたいした役には立たなかった。当事者同志の宗族、姻戚などの力が決定的

な役割を果たしたように思われる。

事例4) 加工坊の取壊し事件

F村の7集落には、穀物の精米・製粉をおこなう「加工坊」とよばれる加工場がいくつもあり、それぞれが2隊・3隊・4隊・5隊に設置されている。改革開放以後、これらの加工坊は次第に個人の請負という形で経営がまかせられるようになった。1994年ころでは、2隊は請負人が不明だが、3隊の加工坊は陳永発（3隊在住）、4隊は孫士祿（隣接村在住）、5隊は陳永忠（5隊在住）が請け負っていた。3隊の加工坊は数年前、年間を通してわずか20元を集落に納めるという好条件で、陳永発に請け負わせた。しかし、3隊の加工手間賃が割高なので、近くに住む3隊と7隊の村民たちはそこで精米を頼まず、わざわざ遠くの4隊または5隊へ天秤棒で穀物をかついでいく。

4隊の加工坊は1994年から、5年契約で隣村である三股庄村王家崖在住の孫士祿が請け負った。当時、2隊隊長冉広明は仲介役を果たした。それまでは5隊の陳永忠が請け負っていたが、のちにかれが自宅の横で新たに加工坊を建てた。隣村の出身者孫士祿ははじめ近くの製糖工場で適当な場所をさがしていたが、4隊の加工坊にちょうど空きが出たし、請け負わせてもよいと、冉広明が考えた。冉広明は支部書記孫龍貴の許可を得て、「中証人」として間にたち、契約が取り交わされた。契約書は村側・冉広明・請負人が1部ずつもち、年間を通してF村に250元を納めてもらうことで5年間の契約が成り立った。

ところが、契約成立後8か月たって、三峡ダムの関連工事として、馮家壠橋の工事が着手され、4隊の加工坊はちょうどこの橋のすぐそばにあった。そこで、孫龍貴・文隆らは急に「房地産」（不動産）に興味をもつようになり、いつのこと、加工坊を取り壊して、「辦集資房」に乗り込もうとした。4隊のこの加工坊は立地条件が有利なので、かれらはすぐこれに目をつけ、請負人に契約の取消しを言い渡し、1000元の賠償金を渡すことを一方的に決めた。これに対して、請負人は賠償金をもらうなら、契約の残りの期間内に得られる利潤額を要求したが、双方の話はかみあわずじまいだった。

一方では、村長冉広良の考えでは、加工坊は規模こそ小さいものの、村の大企業の1つだから、取り壊してはならない。どうしても立て替えるならば、4階建てにして、1階は加工場、2階は村の会議室などに使われ、そして、3、4階は貸出しという折衷案を提起した。

だが、文隆らは請負人との契約をまったく無視して、孫士禄に取壊しの予定を知らせた。断られた文隆らは、ある夜中に手下をつれて加工坊をいきなり襲った。そこで寝泊まりしている請負人を呼び起こし、無断侵入した。製粉機・精米機などの設備をたたき壊したり、請負人のふとんや鶏などを持ち去ったりして暴れ回った。

事件から2、3日後、請負人親子が馮家坝橋の付近で文隆らと鉢合わせした。また言い合いになり、文隆のほうから先に手を出した。請負人親子は我慢しかねて、ナイフを取り出して文隆の手下をけがさせた。そのうちに、ビール工場の前でたむろしていた文隆のほかの手下もかけつけ、文隆らは今度は棍棒を振り回してかかってくる。請負人親子は急いで近くの売店に飛び込み、隙を見て、店の裏側の窓から飛び出して逃げ帰り、危うく助かった。

その後、契約を一方的に破られた請負人は訴訟に奔走し、冉広良にも出廷して証言してほしいと依頼したところ、冉広良もこれにはいちおう承諾した。ところが、村側に保管してあった契約書を文隆が行方不明にしてしまい、さらに請負人が所持していた契約書までだまし取った。とうとう訴えようとしても、証拠立てる物証がなく、事件をまたうやむやにした。請負人の訴えはついにかなわず、理不尽なことをさせられて泣寝入りするしかなく、とんだ損失をこうむったままである。

事件発生の当日、村長冉広良は親戚訪問で不在だった。事の一部始終をあとで知られた冉広良は、これは人権侵害だと憤慨した。しかし、村の実権を握っていたのは支部書記孫龍貴と副書記文隆だったので、冉広良は内心、請負人に

同情しても、あえて矛先を文隆らに向け、悪事を働いた幹部たちと正面から戦う勇気がなかった。一方、契約の仲介人であった2隊隊長冉広明もなすすべがなく、ほかの幹部や村人たちも「敢言而不敢幫」(不満を口に出しても、手をさし伸べて助けたりはせず)、けんかの仲裁ができなかつた。

結局、加工坊は孫龍貴・文隆らの思うように取り壊され、「集資房」の建設に取りかかった。工事は南岸在住の左官、文隆の知人にやらせ、資金はどうも移民安置費を流用したらしい。1998年2月にわたしが村をたずねたとき、かつての加工坊の敷地に新しい3階建てができる、地下には加工坊、1階は村の事務室になっている。だが、ビックリしたことに、2階の半分は村長秦小龍の新居になっている。残りの半分は目下ペナント募集中のようであつた。

さらに驚いたのは、村長秦小龍が自分の新居の一室を食堂にし、そこでマージャン好きの連中が終日たむろしていることである。村長がみずから「開賭館」(ばくち場をやっている)と、通りかかる村人が声をひそめて教えてくれた。小龍はもちろんただでやらせているわけではない。ばくちうちから一日いくらを決めて、食事まで出すかわりに、場所代をちゃっかりとっているのである。

以上、事例は4例にすぎないが、改革開放後の豊都県農村の複姓村の統合形態を概観した。ほかに、たとえば、村人同士のけんかや家族の口げんかなどの場面においても、それぞれの個人・家族の利害得失をめぐって、様々な紛糾といさかいがつねに起こるものである。

村幹部のあり方や素質は、かなりの地域差があるようである。たとえば、陝西省商州市王壠村の調査によると、村幹部の社会的地位が比較的高く、村人のいさかいや家族のけんかなどが起きたとき、村幹部に仲裁役を依頼する村民が73。7%にも達しているという。そして、村幹部にはなりたいが、しかし集落の隊長になりたがる人がほとんどいない¹⁰⁾というおもしろい調査結果がでた。

とはいへ、全体的にみて、村幹部の人望や威信は人民公社期に比べて、かなり落ちているようである。それを理解するには、1950年代から北京周辺の農村

を作品の舞台にしてきた、北京の著名な郷土作家である浩然の作品のかずかずを丹念に読んでゆくと、権力構造と村落統合の歴史的変遷の流れ、およびそこに生活する人々の喜怒哀楽の悲喜劇が手にとるようにわかる。

四川省豊都県農村の場合、村幹部になるために、手段を選ばず、賄賂も使い、あの手この手で派閥争いもする。また、幹部のポストにいる多くの者は、私腹を肥やし、横領・汚職がはびこるような権力構造は、改革開放後の豊都県その他の農村に、程度の差こそあれ、共通の社会現象である。そして、村の幹部の大半はまったく人望がなく、彼らの行動は村人たちからつねに不信感を抱かれ、反発されている。このような状況のもとでは、何かあった時に、自分たちの利益を確実に守ってくれるのは、ほかでもなく、宗族・姻戚・擬制的親族などの力であろう。

注

- 1) 筆者の調査地は長江上流域、四川省東部豊都県の一村落であり、重慶市から東へ約172キロ離れており、近年までは涪陵地区に属していた。F村は豊都県城から徒歩約1時間、行政上、名山鎮の管轄下に置かれている。地縁により7つの集落に分かれ、複姓村である。近年にはじまった三峡ダムの関連工事がこの村にも波及し、村周辺の道路整備もどんどん進められている。1998年2月に再訪したおり、長江沿岸に住んでいた一部の村民はダム移民として、もはや高いところに構えた新居へ引っ越しした。
- 2) 老年協会は村落によって、その果たす役割と存在感にかなりの偏差があるようである。たとえば、F村から徒歩1時間弱のところに人和場という定期市がある。そこが蒲池村老年協会の活動の場にもなっている。村の古老たちが隣近所のけんかやいさかいの際、要請に応えて仲裁にたち、活躍しているようである。その内容の多くは老親扶養や分家をめぐっての調停である。
- 全国的にみて、地域によっては、老年協会の活動がかなり活発に展開され、村人の「紅白喜事」(冠婚葬祭)をはじめ、村落統合や人間関係の調整に大きな役割を果たしているところもある。
- 3) 「裸足の医者」とは、文化大革命期に、農村で医療活動にたずさわる村医者のことという。彼らは「不脱産」であり、農村に住み、農業のかたわら治療をおこなうので、「赤脚医者」(裸足の医者)とよばれ、村民から親しまれていた。だが、F村

の目下の医者は、もちろん「裸足」ではない。かれは医者であるが、同時にまた村の電気工を兼ねており、「包工頭」（請負業者のボス）でもある。

4) 公糧とは、穀物で国家へ納める農業税のことであり、人頭割で算出される。7, 8年前では、1人あたり年間40数元に相当する穀物を出さなければならなかつた。「大春」（春播き）作物と「小春」（秋播き）作物の収穫後に2度徴収される。現物徴収だったのが、2年前から一時的には、金に換算して現金で納めるようになったものの、また現物徴収にもどつた。ほかには、「幹部誤工補貼」（幹部の勤勉手当）などの税金が数種類課せられる。

5) 計画出産の規制については、村内に居住する者なら、比較的たやすく管理できる。たとえば、既婚女性のうち、20, 30代の若い女性ならば、3か月に1度「郷衛生站」（郷の診療所）へ検査を受けに行くことが義務づけられる。もしもその時点で妊娠したと判明すれば、ただちにおろすように勧められるのである。このような半強制的な方法により、末端の村落社会における計画出産の政策が実施されている。

だが、近年では、夫婦そろっての出稼ぎ者が増えつつあり、他地域に滞在している期間中に、跡継ぎの男子を欲しがって第2子、第3子まで生もうとし、または早婚による若年出産の問題も生じている。これらの「超生游击队」（超過出産ゲリラ戦術）に対して罰金を課しているが、これという有効な規制手段がないのが現状である。

6) 1980年代初頭に始まった農村の生産責任制の実施にともない、利害関係をめぐって、様々な場面で村幹部と村民と対立が起きている。そのほか、近年では、農業税が次第に大きくなる一方であり、毎年課された公糧の徴収は多くの農民にとって、無視できない負担になっている。したがって、村幹部の汚職をはじめとする幹部自身の素質は別にして、上の政策をそのまま執行する幹部と農民との間にも問題が山積みしていることがまた事実である。村幹部は場合によっては、上の政策の実施と農民たちの切実な利益との両者で、板挟みの状況に置かれてしまい、難しい立場にあることもいえよう。

わたしが最初の調査で3隊のある農家を訪ねると、その家の70歳代のご隠居さんが顔色を変えて、非常に怖がっていたという。そのお年寄りは耳が遠く、見知らぬわたしの顔をみただけで、またもや「収公糧的来了」（農業税を徴収に来た）のかと勘違いしたらしい。

7) F村には7つの集落がある。なかでは、3隊という集落には昔から良質なたんぽが多いゆえ、馮家坝とよばれた。F村もこれにちなんだ村名である。3隊には、古くから人々がふたつの「院子」に集まり住んでいるので、地形上、または複姓どうしの微妙な協力・対立関係から、そこに住む人々のことを、「上院子」と「下院子」とに呼びわけている。いまの、上院子には、主な姓氏である隆姓のほか、敖・王・孫がある。下院子に、冉姓がもっとも多いが、ほかに隆・朱・李・陳などの複姓が雜居し

ている。

ちなみに、93年からはじまったこの現地調査は断続的にすすめられ、わたしの現地滞在期間は延べ1年以上に及んだ。毎回来た時、わたしがこの上院子の隆姓農家に一室を借りて、寝食をともにしたのである。隆姓はこの集落に現存する姓氏のうち、もっとも古く（清代末期）から移住してきた宗族であり、とりわけ快く受け入れてくださった隆家は堅実な農家として、村での評判が高い。

8) 胡必亮 1996: 67-68。

参考文献

Andrew B. Kipnis

1997 *Producing Guanxi: Sentiment, Self, and Subculture in a North China Village.* Duke University Press.

徐勇

1992 『非均衡的中国政治－城市与鄉村比較－』中国廣播電視出版社

浩然

1995 『蒼生』浩然長篇小説文庫 華齡出版社

胡必亮

1996 『中国村落の制度変遷と権力分配－陝西省商州市王壠村調査－』当代中国的村庄經濟与村落文化叢書 山西経済出版社

Mayfair Mei-hui Yang

1994 *Gifts Favors and Banquets: the Art of Social Relationships in China.* Cornell University Press.

中生勝美

1990 『中国村落の権力構造と社会変化』現代中国研究叢書アジア政経学会

蕭紅燕

1994 「豊都県一村落における家族研究観書－中国四川省東部のフィールドノートから－」『白山人類学』第3号：103-122

蕭紅燕

1996 「四川農村の姻戚関係－調査事例による考察－」『白山社会学研究』第5号：36-48

Yunxiang Yan

1996 *The Flow of Gifts: Reciprocity and Social Network in a Chinese Village.* Stanford University Press.